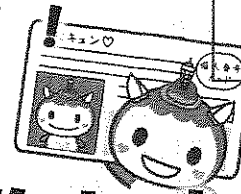


出張申請受付を実施!

回覧

簡単・無料



# マイナンバーカードが作れます!

市民センター等でマイナンバーカード申請の出張受付をします。

無料で顔写真撮影も行いますので、今までマイナンバーカードを申請したことがない方は、この機会をぜひご利用ください。

**事前予約制!!**

## 1. 実施場所・実施日・電話予約開始日

実施場所	実施日	電話予約開始日
長後市民センター	9月2日(金)	8月16日(火)
明治市民センター	9月5日(月)	8月17日(水)
善行市民センター	9月9日(金)	8月18日(木)
六会市民センター	9月16日(金)	8月23日(火)
辻堂センター	9月30日(金)	8月24日(水)
市民窓口センター (藤沢市役所本庁舎1階)	9月1日(木)~30日(金)までの平日	8月10日(水)
藤沢市マイナンバー カード北部窓口 (イトーヨーカドー湘南 台店2階)	9月1日(木)~30日(金) ※毎週水曜日・18日を除く毎日	8月10日(水)

実施時間：午前9時30分~11時30分、午後1時~4時

※北部窓口のみ、午前10時~正午、午後2時30分~5時30分

定員：各市民センターは100人、市民窓口センター・北部窓口は各日20人

※駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

## 2. 対象者

マイナンバーカードを初めて申請する方

※マイナンバーカード再発行申請の方はオンライン申請等をご利用ください。

## 3. 予約方法(電話番号のかけ間違いにご注意ください)

市民窓口センターの予約専用電話番号(0466-50-8260)まで電話のうえ予約をしてください。(実施場所により電話予約開始日が異なります。)

受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで

## 4. 持ち物

①通知カード ※紛失した場合は紛失届を提出していただきます

②本人確認書類 ※A群及びB群については裏面をご確認ください。

通知カード持参あり：A群1点 または B群2点

通知カード持参なし：A群2点 または A群1点+B群1点

※15歳未満の方や成年被後見人の方は法定代理人とそろってお越しいただく必要があります。

法定代理人の本人確認書類等の詳細は市民窓口センターまでお問い合わせください。



お問い合わせ

藤沢市役所 市民自治部 市民窓口センター マイナンバー担当

TEL: 0466-50-8269 FAX: 0466-50-8410

# マイナンバーカードってどんな時に使えるの??

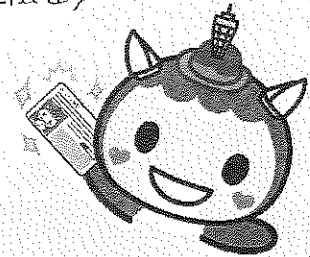
- ・公的な本人確認書類として利用できます。
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、所得証明書がコンビニで取得できます。(窓口で取得するより100円安く取得できます。)  
※システムメンテナンス日を除く毎日6:30から23:00まで取得可能
- ・インターネットで確定申告などオンライン手続きができます。
- ・健康保険証として利用できます ※利用できる病院は順次拡大中
- ・運転免許証と一体化(令和6年中予定)



## <本人確認書類一覧>

### A(※顔写真が貼付され、有効期限内のもの)

- ・マイナンバーカード(法定代理人申請時)
- ・住民基本台帳カード(写真付に限る)
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)
- ・旅券
- ・身体障がい者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳(写真付に限る)
- ・療育手帳
- ・在留カード(写真付に限る)
- ・特別永住者証明書



### B(※「有効期限が設定されているものは有効期限内のもの」かつ「氏名が住民票どおりに記載され、生年月日または住所も記載されているもの」)

(例)

- ・健康保険証
- ・小児医療証
- ・各種医療受給者証
- ・社員証／在職証明書
- ・学生証／在学証明書
- ・無線従事者免許証
- ・母子手帳
- ・年金手帳／証書
- ・介護保険証
- ・生活保護受給者証
- ・官公署の発行した職員証
- ・卒業証書／証明書
- ・海技免状

〔出生届出自治体の記入押印必須。出生届出済証明欄に記載された方のみ、本人確認書類として使用することができます。保護者の欄に記載されている方の本人確認書類としては利用できません。〕

## 注意事項

- ①マイナンバーカードに貼付される写真と申請者本人の同一性を確認するため、申請者本人にお越しいただく必要があります。
- ②お持ちいただくものは、**全て原本**である必要があります。
- ③次のものは、本人確認書類として取り扱うことができません。
  - ・有効期限が満了しているもの
  - ・本人確認書類のコピー(原本ではない場合)
  - ・氏名や生年月日が住民票に記載された内容と異なるもの(氏名が旧姓・カタカナ表記等)
  - ・郵便物や会員証、住民票の写しや戸籍の証明書
  - ・汚損または破損により、記載されている内容が読み取れないもの